

# 裾野市営住宅入居申込案内

令和7年4月版

## ○団地・家賃（家賃はR4年度実績：一般世帯の最低家賃〔区分Ⅰ〕～裁量世帯の最高家賃〔区分Ⅵ〕）

|                                                                                                                          |                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>□舞台団地<br/>(舞台団地区・深良小、深良中学区)</div>  | <div>□新稲荷団地<br/>(公文名二区・東小、東中学区)</div>  |
| <div>【立地環境】<br/>裾野消防署、福祉保健会館、市民文化センター等に近い。</div>                                                                         | <div>【立地環境】<br/>JR 裾野駅徒歩圏。<br/>市民体育館、日赤病院等に近い。</div>                                                                     |

| 団地           | 所在地         | 経過年数 | 部屋番号    | 家賃（円）<br>（区分/Ⅰ～Ⅵ）           | 間取り<br>（○数字は畳）     | 設 備 |     |     |     |    |
|--------------|-------------|------|---------|-----------------------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|----|
|              |             |      |         |                             |                    | 浴槽  | 風呂釜 | 給湯器 | 換気扇 | 便所 |
| ぶたい<br>舞台    | 深良<br>220   | 築56年 | 13～30   | 9,300～18,300                | 1階6（DK）、<br>2階⑥、③帖 | 持込  | 持込  | 持込  | 持込  | 汲取 |
| しんいなり<br>新稲荷 | 稲荷<br>116-1 | 築29年 | 101～305 | 26,500～52,800<br>（駐車場3,000） | ⑥、6、6、DK           | ○   | ○   | ○   | ○   | 水洗 |

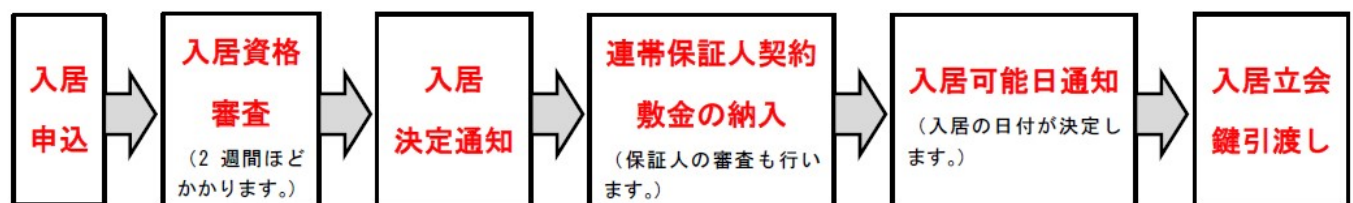
※応募は1世帯1団地のみとなります。部屋を選ぶことはできません（事故部屋は除く）。

※舞台団地の一部は随時募集（いつでも応募可）となります。ただし、空き部屋がない場合、修繕が完了している部屋がない場合等は入居までに時間がかかる場合があります。

※新稲荷団地は空き部屋が発生次第、抽選会を実施します。抽選会の実施は市公式ホームページ、広報すその、広報無線等でお知らせします。

※舞台団地の一部及び上原団地は令和4年4月1日より、入居制限の為募集は行っておりません。

## ○入居までの流れ（入居までは、申込みしてから最短1ヶ月半ほどかかります。）



お問い合わせ  
お申込み

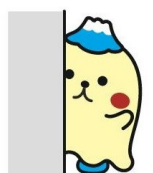
裾野市役所都市計画課

〒410-1192

裾野市佐野 1059 番地 市役所 2 階

TEL 055-995-1856

担当：\_\_\_\_\_



## 1. 入居資格（申込できる方）

○一般世帯の場合 次の（１）～（６）の全てに該当がある方。

- （１）現に同居し、または同居しようとする親族がある方。なお、次の方は親族に含みます。
  - （イ） 婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方。
  - （ロ） 入居可能日から３ヶ月以内に同居できる婚姻予定者。
- （２）申込者及び同居しようとする親族の最近１年間における収入から算出した金額（算出方法は下記〔収入認定額の算出の仕方〕参照）が基準額（一般世帯 月額 158,000 円、（※１）裁量世帯 月額 214,000 円）以下の方。
  - なお、遺族年金、福祉（障害）年金、失業給付金、仕送り、労災保険の各種給付金、生活保護の扶助費、支援給付金等の非課税所得および退職一時金等の一時的な所得は所得計算に含めません。
- （３）現に住宅に困窮していることが明らかな方（既に公営住宅に入居している方は原則申込み不可）。
- （４）裾野市内に住所または勤務先を有している方。
- （５）現に諸税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）を滞納していない方。
- （６）申込者及び同居しようとする親族が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。※裾野市営住宅条例第 65 条の規定に基づき、関係機関（裾野警察署長）に照会をかけます。

○単身世帯の場合 上記の一般世帯の場合の（２）～（６）全てに該当する方で下記のいずれかに該当する方。

- ・ 60 歳以上の方
- ・ 身体障害者（１～４級）（戦傷病者は特別項症～第 6 項症・第 1 款症）、精神障害者（１級～３級）、知的障害者（療育手帳を所有していいいて障害の程度が A、B の方）。
- ・ 生活保護受給者、原爆被爆者認定者、ハンセン病療養所入所者等、海外からの引揚者で 5 年を経過していない方。
- ・ 配偶者等からの暴力により、保護又は裁判所から命令を受け 5 年を経過していない方。

（※１）裁量世帯とは・・・

- 入居者又は同居者が下記いずれかに該当する場合。
- ・ 世帯主が 60 歳以上の方であり、かつ同居者全員が 60 歳以上か 18 歳未満の世帯。
- ・ 小学校就学前の子どもがいる世帯。
- ・ 身体障害者（１～４級）（戦傷病者は特別項症～第 6 項症・第 1 款症）、精神障害者（１級～２級）、知的障害者（療育手帳を所有していいいて障害の程度が A、B の方）。
- ・ 原爆被爆者認定者、ハンセン病療養所入所者等、海外からの引揚者で 5 年を経過していない方。

〔収入認定額の算出の仕方〕

$$\text{収入認定額} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額} \\ \text{又は所得金額の合計額} \end{array} \right\} - (\text{本人を除く同居親族数})}{\dots}$$

〔特別控除〕

- ・ 障害者控除：27 万円／人（所得税法第 2 条第 1 項第 28 号）
  - ・ 特別障害者控除：40 万円／人（所得税法第 2 条第 1 項第 29 号）
  - ・ 老人控除：10 万円／人（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 2 又は第 34 号の 3）
  - ・ 特定扶養控除：25 万円／人（所得税法第 2 条第 1 項第 34 号の 2）
  - ・ 寡婦控除：27 万円／人（所得税法第 2 条第 1 項第 30 号）
  - ・ ひとり親控除：35 万円／人（所得税法第 2 条第 1 項第 31 号）
- （控除額は、その者の所得金額が控除金額以下である場合は、当該所得金額となります。）

## 2. 申込書に添付する必要書類

申込者及び同居者全員分の書類が必要となります。

☐ 「住民票」

（市役所 1 階 市民課で発行。事実婚の場合は続柄に妻（夫）（未届）とあるもの。）

☐ 「源泉徴収票または確定申告書の写し等、収入のわかるもの」

（勤務先等で発行。）

☐ 「所得証明書」

（市役所 1 階 税務課で発行。所得が 0 の場合でも証明書は発行できます。）

☐ 「市税の滞納がないことの証明（市営住宅用）」

（市役所 1 階 税務課で発行。納税証明書とは異なります。）

☐ 「その他必要な書類」申込者によって必要となる書類は異なります。

（生活保護受給証明、年金受給証明、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、戸籍謄本、婚姻証明書等）

## 3. 連帯保証人について

入居に際しては原則、連帯保証人（1 名）が必要となります。

### ○連帯保証人の条件

（1）独立の生計を営み、かつ、弁済する資力を有し、次のいずれかに該当する方。

（イ） 静岡県内に居住し、又は勤務する方。

（ロ） 入居者の親族である方

（2） 家賃債務保証機関、社会福祉法人等で市長が適当と認める法人等

※現在、裾野市営住宅の求める連帯保証内容に対応した法人を裾野市では把握しておりません。法人保証の活用を検討されている場合はあらかじめ担当者にご相談ください。

### ○連帯保証人の役割

連帯保証人となっていただく方は、入居者の方と連帯して、市営住宅の居住に関しての一切の責任を負っていただきます。主なものは次のとおりです。

- ・入居者が家賃の滞納をしたとき。
- ・入居者が退去の際、その負担すべき修繕をしなかったり、修繕費用を支払わなかったりしたとき。
- ・入居者の行方不明及び単身の入居者の方が死亡したときの処置
- ・その他、裾野市営住宅条例及び裾野市営住宅条例施行規則に定める義務を履行しないとき。

### ○連帯保証人の異動が生じた場合

連帯保証人の異動が生じたときは、すぐに市に届出を行ってください。

- ・住所、勤務先等に変更があったとき。
- ・死亡したとき。
- ・連帯保証人を辞退したいとき（原則辞退はできません。入居者が新たな連帯保証人と契約することの市の承認が必要です。）。

### ○連帯保証人の保証すべき金額（極度額）

入居者の入居当初家賃の 1 2 ヶ月分（詳細な金額は、契約書類である「請書」に記載）。

### ○連帯保証人の免除規定について

入居決定者の努力にも関わらず、連帯保証人となっていただく方が見つからないことを理由に市営住宅に入居できないという事態が生じないように、裾野市では連帯保証人の免除についての規定を定めています。免除の対象者は裾野市営住宅条例第 11 条第 3 項に規定されている「市長が特別の事情があると認める者」となります。連帯保証人の免除を受けたい場合はあらかじめ担当者にご相談ください。

## 4. 家賃の支払いについて

### ○家賃の支払方法と納期限

- ・家賃の支払いは原則口座振替（銀行引落とし）となります。
- ・口座振替が実施できる指定金融機関は次のとおりです。

みずほ銀行 静岡銀行 スルガ銀行 清水銀行 静岡中央銀行 沼津信用金庫 三島信用金庫、  
静岡県労働金庫（ろうきん） 富士伊豆農業協同組合（JAふじ伊豆） ゆうちょ銀行

- ・毎月25日に引落とし（銀行の休業日の場合は翌営業日）となります。

※再引落としは実施していません。引落としが確認できなかった場合、督促状と納付書を送付しますので早急に上記の指定金融機関窓口（ゆうちょ銀行は不可）でお支払いをお願いします。

## 5. 入居に関する留意事項

- (1) 入居に際して、家賃3か月分の敷金を納入していただきます。
- (2) 市営住宅の家賃は毎年変動します。家賃算定のため、毎年（6月頃）収入申告の依頼がありますので必ず期限までに申告してください。
- (3) 浴槽・給湯器・ガスコンロ・換気扇・網戸は設置されておりません。入居者の負担で設置、取外ししていただきます（新稲荷団地は設置済み）。
- (4) 電気・ガス・水道・電話等は入居者各自にて手続きしていただきます（入居のしおりに記載）。
- (5) エアコンは設置していません。設置される場合はあらかじめ承認（模様替え申請）を受け、入居者負担で設置、退去時には撤去していただきます。
- (6) 市営住宅では、犬、猫等のペットを飼うことはできません。また、野良猫等にエサをあげる行為も禁止です。
- (7) 入居後は所属する区（自治会）の一員として役員への就任、ゴミ当番等のご協力をお願いいたします。区費、河川清掃、区の行事等がありますが、市は関与していないため、団地区長等に決まり事等を聞いてください。
- (8) 市では共益費を徴収しておりません。市の施設であっても市と入居者の修繕負担区分があるため、入居者負担により修繕していただく箇所があります。また、共用のスペースに関しては各団地にて清掃等、適切な管理をお願いいたします。
- (9) 退去時には、フスマ・障子の張替えをしていただきます（市営住宅の家賃には修繕費が含まれていないため、特約事項となります）。
- (10) 退去時には、畳償却費をお支払いいただきます（市営住宅の家賃には修繕費が含まれていないため、特約事項となります）。

MEMO

